

令和 6 年度随時監査及び行政監査報告書

第 1 監査の種別

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 5 項の規定による随時監査及び行政監査

第 2 監査の実施日

令和 6 年 11 月 21 日（木）

第 3 監査の対象

定例監査実施時において委託業務の契約事業の中から次の事業を選定し監査を実施した。

- ・ 関係人口創出・魅力発信事業業務委託【商工観光課】

第 4 監査の方法

委託業務については、担当課より委託の概要と一連の委託に関する説明を受け、質疑を通して業務内容等の書類を確認し調査を実施した。

第 5 委託の概要

関係人口創出・魅力発信事業業務委託

概要

東京圏等の在住者に対し、特産品や周知物を通じ、市の知名度を高め、本市への来訪者増加につなげ関係人口の創出及び本市魅力発信に取り組む。

契約方法

平成 27 年度から令和 3 年度まで「特命随意契約」

令和 4 年度から「指名競争見積」

委託業者

（株）甲斐路苑

業務内容

- ・ 双葉 SA（上り）内での甲斐市魅力発信情報ブース等の運営管理
- ・ 関係人口創出、魅力発信冊子の軽微な修正作業、増刷
- ・ 県外等での本市 PR イベントにおける市特産品の展示や冊子等の配布による PR 業務

第6 監査の結果

監査対象とした事業についていくつかの事項につき指摘を行った。

- ・イベント活動は、物品売上高の確認やアンケートの実施等を通してより効果的な情報発信活動の調査研究をされたい。
- ・特産品販売を促進することで地元商工業者の活性化を図り、甲斐市の魅力情報発信を兼ねた事業の企画をされたい。
- ・双葉 SA（上り）内での甲斐市魅力発信情報ブース等の運営管理については、合理性や経済性が見出せないため、業務内容や委託額の算定根拠において明確にされたい。
- ・魅力発信冊子の作成、印刷業務については、単独委託契約とし一般競争入札又はプロポーザル方式により業者選定をするべきである。
- ・魅力発信冊子の管理、設置については、双葉 SA 近隣の人材を適切な人件費により委託し、魅力発信冊子の在庫については所管課が適正に管理するべきである。
- ・県外等での本市 PR イベントにおける市特産品の展示や冊子等の配布による PR 業務については、単独の年間委託契約とし、やはたいぬと協力することにより効果的な情報発信活動とするべきである。

第7 まとめ

この事業は、平成 27 年度より人口減少への対策に向けた地域活性化策として、甲斐市の認知度・知名度の向上、魅力ある特産物の PR、移住定住の促進に取り組むことを目的に、魅力発信拠点運営事業として東京都杉並区でスタートした。その後、より効果的でDX時代に即した情報発信活動とすべく事業の見直しがされ、令和 4 年度より双葉 SA（上り）での実施を含む関係人口創出・魅力情報発信事業となった。

しかし、この事業での委託契約は業務内容等において、合理性や経済性を見出すことは難しい。

特産品販売による魅力発信事業は、市が民間営利法人に委託するのではなく、商工会などが売上金の管理等も行い、地元商工業者の活性化を図り、商品管理は直接、出品業者管理とするなど契約自体の見直しを行い、よりよい魅力発信事業に取り組まれない。

令和 7 年 2 月 1 日

甲斐市代表監査委員 小 林 春 男

甲 斐 市 監 査 委 員 平 賀 和 久

甲 斐 市 監 査 委 員 赤 澤 厚